予防塾選講
～第50回～

防災規制と火災（3）
防災対象物品と防災物品

消防法では、防災化しておくと火災の発生防止に効果がある物品を防災対象物品として定め、防災規制の対象としています。ここでは、防災対象物品が現在のような品目になるまでの変遷の歴史とその理由について解説します。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究科
教授
小林恭一 博士（工学）

防災対象物品と防災物品

消防法では、第48回の表1で示したような防炎化（難燃化）しておくと火災の発生防止に効果があると考えられる物品（表1）が図1に示す防火対象物（第48回図1参照）に使用されている場合には、その物品に一定の防炎性能が要求されることになっています。消防法では、表1のような物品を「防炎対象物品」と呼び、所定の防炎性能を有する防炎対象物品を「防炎物品」と呼んでいます。防炎物品には、通常、図2のような通称「防炎ラベル」が貼付されることはご存知のとおりです。

表1　防炎対象物品の種類（消防法施行令第4条の3第3項、同施行規則第4条の3第2項）

カーテンに類する物品	じゅうたん等の床敷物	舞台の着火防止に関する物品	その他
・カーテン ・布製のブラインド ・暗幕	・じゅうたん（織りカーペット） ・毛氈（フェルトカーペット） ・タフテッドカーペット、ニッテッドカーペット、フックドラッグ、接着カーペット及びニードルパンチカーペット ・ござ ・人工芝 ・合成樹脂製床シート	・緞帳その他舞台において使用する幕 ・舞台において使用する大道具用の合板	・展示用の合板 ・工事用シート

図1　防炎性能が要求される防火対象物
（消防法第8条の3第1項、同法施行令第4条の3第1項）

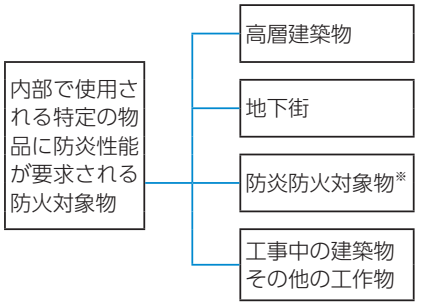

図2　防炎ラベルの例

防炎対象物品の推移

⑴防炎制度施行当初（昭和44年（1969））の防炎対象物品

防炎制度が施行された当初（昭和44年（1969））に防炎対象物品として指定されたのは、「カーテン、暗幕及び緞帳その他舞台において使用する幕類並びに工事用シート」でした（消防法施行令第4条の3第3項）。

これらの物品の指定にあたっては、消防法に基づく防炎制度に先行して、火災予防条例準則（現在の火災予防条例（例））に「劇場等又はキャバレー、カフエー、ナイトクラブその他これらに類するもので使用するどん帳、造花その他の装飾用物品、大道具又は小道具で可燃性のものには、防炎処理を施こさなければならない。（第24条）」という規定が盛り込まれていた（昭和36年（1961））ことが大きく影響しています。

カーテン類は、繊維が垂直に垂れ下がっており着火物になりやすいと考えられたこと、建物に付随して設置され規制対象にしやすいと考えられたことなどが、当初から防炎性能が要求された理由だと考えられます。

あまり一般的に用いられる物品ではない「舞台において使用する幕類」に防炎性能が要求されたのは、共立講堂火災（負傷者11人、昭和31年（1956）、東京都千代田区）、明治座火災（負傷者9人、昭和32年（1957）、東京都中央区）、東京宝塚劇場火災（死者3人、負傷者25人、昭和33年（1958）、東京都千代田区）など東京で劇場等の火災が相次いだ時、その出火原因が舞台部の幕類が接炎着火したことだったことから、上記のように火災予防条例準則に盛り込まれていたためです。

さらに、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災（死者30人、負傷者41人、昭和44年（1969）、福島県郡山市）の出火原因が、ホテルの舞台でおこなわれたショーに用いられたたいまつの火が幕類に着火したことだったことも、同年におこなわれた防炎対象物品の指定に大きく影響しています。

また、火災予防条例準則で防炎規制の対象とされていなかった工事用シートが当初から防炎対象物品として指定されたのは、昭和37年（1962）に東京都、札幌市及び北九州市の火災予防条例で工事用シートが防炎規制の対象として定められるなど、当時、工事現場で工事用シートに着火する火災が問題視されていたためだと考えられます。

なお、工事用シートは、立ち上がっている状態で使用されるもののみが規制の対象とされ、コンクリートの養生、工事用機械の覆いなどとして使用されるものは含まれないこととされていました（昭和44年（1969）消防予第61号消防庁次長通知第2、四）。このことと、当初の防炎対象物品にじゅうたん等が指定されていないことを合わせて考えれば、当時は、「水平の状態で使用される繊維製品を防炎化しても着火防止にはあまり有効でない」と考えられていたことがうかがえます。

⑵昭和47年（1972）の防炎対象物品の追加

昭和47年（1972）の消防法施行令の改正により、防炎規制の対象となる防

火対象物の拡大（令別表第一(9)項イの追加）や防炎試験方法の制定など、防炎制度に関する一連の整備がおこなわれました。[1]

その一環として防炎対象物品に、新たに

- 布製のブラインド
- 展示用の合板又は繊維板
- 舞台において使用する大道具用の合板又は繊維板

が追加されました。

当時の施行通知等を見ても、これらが追加された理由は明示されていませんが、布製のブラインドについてはカーテン同様の出火特性があるのに「カーテンではない」として規制されない場合があり、はっきり示すことが求められていたこと、大道具用の合板等については前述の火災予防条例準則で規制対象となっていたのに昭和44年（1969）の規制対象には盛り込まれなかったのを是正したこと、などがその理由だと考えられます。

また、展示用の合板等については、同時におこなわれた消防法施行令の改正で「展示場」が百貨店やマーケットと同じ用途分類として明示的に規定されたことに伴い、展示場の出火危険を防止するための方策として、大道具用の合板等と同様の出火特性がある展示用の合板等が防炎対象物品として指定されたものと考えられます。

(3)昭和53年（1978）の防炎対象物品の追加（じゅうたん等）

昭和53年（1978）には、防炎対象物品にじゅうたん等が追加されました。その直接のきっかけは、スナック「エルアドロ」の火災（死者11人、負傷者2人、昭和53年（1978）、新潟県新潟市）で内装に毛足の長いじゅうたんが用いられていたことが着火、延焼拡大を助長したとされたことですが、昭和46年（1971）に発生した韓国大然閣ホテル火災（死者163人）でじゅうたん類が延焼拡大の要因になったことから、昭和47年（1972）に東京都火災予防条例で床敷物類に対する防炎規制がおこなわれるようになっていたことが大きく影響しています。

(4)昭和61年（1986）の防炎対象物品の一部除外（繊維板）

昭和61年（1986）には、防炎対象物品から展示用の繊維板及び舞台において使用する大道具用の繊維板が除かれました。これは、当時、日本の貿易黒字が巨額になりアメリカ経済を脅かすほどになっていたため、昭和60年（1985）に政府・与党対外経済対策推進本部が「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を決定し、規制緩和を積極的に推進したことによるものです。この日本全体の方針に沿い、消防庁においても、火災危険の増大にあまり大きく影響しないと考えられるこの2種類の防炎物品が規制対象から除かれました。

(1)令別表第一(9)項イ：公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの。「トルコその」の火災（死者5人、負傷者3人、昭和44年（1969）、東京都）などで、当時この種の特殊浴場の火災危険性が問題視されていたため、昭和47年（1972）の消防法施行令の改正で別表第一(9)項（公衆浴場）がイと口に分けられ、(9)項イについては規制強化がおこなわれました。(9)項イが防炎防火対象物に指定されたのは、その一環です。